

規則

埼玉県立高等技術専門校規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十八日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県規則第六十五号

埼玉県立高等技術専門校規則の一部を改正する規則

埼玉県立高等技術専門校規則（昭和六十一年埼玉県規則第七号）の一部を次のように改正する。

第十一条第二項中「保証人と連署した」を「前項の」に改め、同項ただし書を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、入校予定者が未成年者であるときは、その保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で未成年者を現に保護又は扶助するものをいう。第十四条及び第二十三条第一項において同じ。）が連署しなければならない。

第十一条第三項を削る。

第十四条中「保証人が連署した」を削り、同条ただし書を削り、同条に後段として次のように加える。

この場合において、訓練生が未成年者であるときは、その保護者が連署しなければならぬ。

第二十三条第一項中「保証人と連署した」を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、授業料等の減免を受けようとする者が未成年者であるときは、その保護者が連署しなければならない。

別表第二第一号の表自動車整備科の項中「二三〇時間」を「二三二時間」に、

ロ 実技	一、一四 〇時間	を「	ロ 実技	一、一四 三時間
(1) 自動車整備実習			(2)(1) 自動車整備実習	
(2) 検査実習				
(3) 故障原因探求実習				

に改める。

様式第二号を次のように改める。

誓 約 書

年 月 日

（宛先）

埼玉県立 高等技術専門校長

埼玉県立職業能力開発センター所長

私は、入校の上は、関係規則及び指示事項を厳守し、誠実に訓練に励むことを誓約します。

本 人 住 所

氏 名（自署）

訓練科名

上記の者が在校中は、下記の事項を遵守することを誓約します。

記

- 1 関係規則及び指示事項を厳守させます。
- 2 本人への連絡が取れない場合その他緊急を要する場合に、専門校からの連絡に応じます。
- 3 本人が埼玉県高等技術専門校規則に定める願い出をする際に、所定の書類に連署します。

保護者 住 所

氏 名（自署）

備考 本人が未成年者の場合は、保護者が連署してください。

様式第三号中「氏 名」を「氏 名（田置）」に、「保証人住所」を「保護者住所」に改め、同様式の備考を次のように改める。

備考 本人が未成年者の場合は、保護者が連署してください。

様式第五号中「氏 名」を「氏 名（田置）」に、「保証人住所」を「保護者住所」に改め、同様式の備考を次のように改める。

備考 本人が未成年者の場合は、保護者が連署してください。

附 則

- 1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に自動車整備科に係る普通職業訓練を受けている者（令和七年三月三十一日において埼玉県立高等技術専門校に在校する者に限る。）に対する当該普通職業訓練に係る基準については、改正後の別表第二第一号の表自動車整備科の項の規定にかかわらず、なお従前の例による。